

日本国金沢大学法学部と台湾政治大学法学院との協定書

日本国の金沢大学法学部と台湾の政治大学法学院は、学術及び教育上の交流を促進することについて、以下の項目について合意する。

1. 両大学は、相互理解と親善の精神をもって協力し、友好の絆を深めることを合意する。
2. 両大学は、相互の緊密な協力により、部局の教員、研究者及び学生の交流並びに、学術文献の交換を行うこととする。
さらに、共同研究等広く学術及び教育上の交流を推進するものとする。
3. この合意により、直ちにいかなる資金の確保がなされるものではないが、両大学は、可能な限りにおいて共同事業を支援するものとする。事業や活動への参加経費は、別途合意がなされない限り、原則として、各々の大学が負担するものとする。
4. 本協定の具体的な事業や活動の実施については、両大学で協議し合意するものとし、必要に応じて双方の適当な代表者により覚書を作成するものとする。
5. 以上の活動を通じて、両大学は、両国の友好と親善を促進し、両国の学術文化の発展に寄与するものとする。
6. 本協定は、締結の日から5年間有効とし、双方の合意に基づき、更に5年間の更新が可能なものとする。
この場合、見直しを含めた更新の可能性についての協議は、いずれか一方の大学が有効期限の満了する6か月前までに書面で通知して行う。
7. いずれか一方の大学が本協定を終了させる場合は、期間期限の満了する6か月前までに、書面により通知するものとする。
この場合、すでに承認されている事業もしくは活動については、本協定のもとで完結することが許されるものとする。

この協定書は、等しく効力を有する日本語二通及び中国語二通の本書により四通作成され、署名された。

2005年3月15日

金沢大学法学部長

前田達男

2005年3月15日

政治大学法学院長

林秀雄



國立政治大學法學院與金澤大學法學部 學術交流合意書

國立政治大學法學院（台灣台北市）與金澤大學法學部（日本國金澤市），為促進雙方在學術及教育上之交流，合意如下事項。

1. 雙方合意本相互理解及親善之精神，促進共同合作與友好關係。
2. 雙方應互相密切合作，進行學院所屬教師、研究者及學生之交流，並互換學術出版物。
雙方並應推動共同研究等廣泛之學術及教育上之交流。
3. 本合意書雖非表示立即確保任何資金，惟雙方應盡可能支援交流之共同事務。推動交流事務及活動之經費，除另有合意外，原則上由雙方各自負擔。
4. 關於本合意之具體事務及活動之實施，應由雙方協議之。必要時，得由雙方之代表者制訂備忘錄。
5. 雙方應藉由以上之活動，促進兩國間之友好與親善，並有助兩國之學術文化的發展。
6. 本合意書自締結日起五年內有效，並得基於雙方之合意，續延長五年。
關於延長及包含重新檢討內容之延長可能性的協議，由一方之學院於有效期間屆滿日前六個月內，以書面通知他方。
7. 一方之學院欲終止本合意時，應於期間屆滿日前六個月內，以書面通知他方。
終止前已獲承認之事務或活動，仍得基於本合意書續行至完成為止。

本合意書以中文二份及日文二份作成，四文書皆為正本。
為證明上述合意書之成立，雙方當事人署名如下。


國立政治大學法學院院長
林 秀 雄

金澤大學法學部長
前 田 達 男

林秀雄

前田達男

2005年3月15日



日本国金沢大学法学部と台湾政治大学法学院との 交流協定に基づく学生の交流に関する覚書

日本国金沢大学法学部と台湾政治大学法学院は、2005年3月15日に締結した協定に基づいて、親善関係を一層親密にし、友好のさずなを深めるため、相互に学生の交換（以下「交換プログラム」という。）を行う。

1. 両大学は、年間2人を限度に交換留学生を受け入れるものとする。交換留学の学生数は、各年度同数を原則とするが、両大学の協議により決定するものとする。
留学の期間は1年以内とするものとする。
2. 両大学は、交換プログラムによる成果を挙げるに足りる学力を有する学生を選考し、相手大学に推薦するものとする。
3. 交換留学生の入学の時期は、金沢大学法学部にあっては4月または10月、政治大学法学院にあっては8月または2月とするものとする。
4. 交換留学生の身分は、金沢大学法学部にあっては特別聴講学生又は特別研究学生とするものとする。また、政治大学法学院にあっては、特別聴講生とするものとする。
5. 派遣大学は、交換留学生が受入れ大学によって定められた履修に関する規則に基づき、授業科目を履修し、又は研究指導を受けることを認めるものとする。
6. 両大学は、交換留学生の入学検定料、入学料及び授業料を、相互に徴収しないこととする。
7. 両大学は、事前に交換プログラムによる留学に必要な情報、奨学金に関する情報及び交換留学生が負担する留学中の必要諸費用（住居費、食費、健康保険料、外国人登録料等）に関する情報を相手大学に提供し、交換留学生の便宜を図るものとする。
8. 両大学は、交換留学生に対して勉学及び留学生活のための指導・助言、オリエンテーション並びにカウンセリングを行うものとする。
9. 両大学は、交換留学生のために、学生寮その他低廉で安全な宿舎の確保を支援するものとする。
10. 交換留学生は、受入れ大学の指導に基づき健康保険、傷害保険及び損害保険等適切な保険に加入するものとする。
11. 受入れ大学は、交換留学生が次の各号に該当する場合は受入れを中止することができるものとする。
(1)経済的な理由又は疾病等により勉学の継続が困難となった場合。
(2)成績が不良であることが判明した場合。
(3)法令若しくは学則に違反する行為をした場合。
12. 受入れ大学は、交換留学生の履修（研究）の結果を評価し、学部（研究科）の承認を得て、成績証明書（研究結果評価報告書）を作成し、派遣大学に報告するものとする。
13. 受入大学において、交換留学生が履修した授業科目又は研究成果については、派遣大学の規定に基づき単位を認定することができるものとする。
14. この覚書の有効期間は五年間とし、その後は一方の大学から書面により、中止又は内容の変更の意思表示がなければ、存続するものとする。
この覚書は、日本語及中国語により作成し、ともに効力を有するものとする。

日付：2006年1月5日

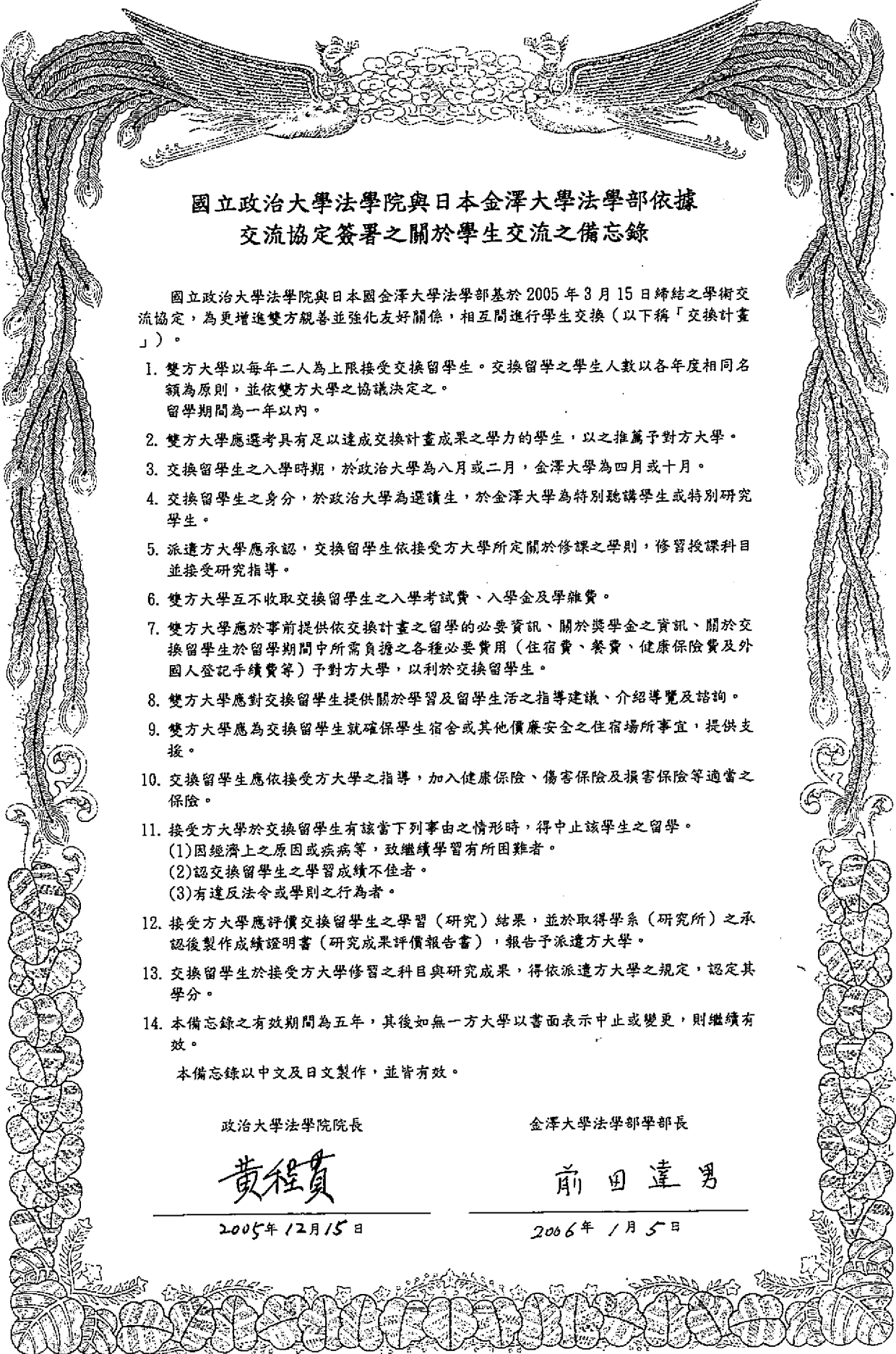
日付：2005年12月15日

前田達男

黄程貫

金沢大学法学部学部長

政治大学法学院院長



國立政治大學法學院與日本金澤大學法學部依據 交流協定簽署之關於學生交流之備忘錄

國立政治大學法學院與日本國金澤大學法學部基於 2005 年 3 月 15 日締結之學術交流協定，為更增進雙方親善並強化友好關係，相互間進行學生交換（以下稱「交換計畫」）。

1. 雙方大學以每年二人為上限接受交換留學生。交換留學之學生人數以各年度相同名額為原則，並依雙方大學之協議決定之。
留學期間為一年以內。
2. 雙方大學應選考具有足以達成交換計畫成果之學力的學生，以之推薦予對方大學。
3. 交換留學生之入學時期，於政治大學為八月或二月，金澤大學為四月或十月。
4. 交換留學生之身分，於政治大學為選讀生，於金澤大學為特別聽講學生或特別研究學生。
5. 派遣方大學應承認，交換留學生依接受方大學所定關於修課之學則，修習授課科目並接受研究指導。
6. 雙方大學互不收取交換留學生之入學考試費、入學金及學雜費。
7. 雙方大學應於事前提供依交換計畫之留學的必要資訊、關於獎學金之資訊、關於交換留學生於留學期間中所需負擔之各種必要費用（住宿費、餐費、健康保險費及外國人登記手續費等）予對方大學，以利於交換留學生。
8. 雙方大學應對交換留學生提供關於學習及留學生活之指導建議、介紹導覽及諮詢。
9. 雙方大學應為交換留學生就確保學生宿舍或其他價廉安全之住宿場所事宜，提供支援。
10. 交換留學生應依接受方大學之指導，加入健康保險、傷害保險及損害保險等適當之保險。
11. 接受方大學於交換留學生有該當下列事由之情形時，得中止該學生之留學。
(1) 因經濟上之原因或疾病等，致繼續學習有所困難者。
(2) 認交換留學生之學習成績不佳者。
(3) 有違反法令或學則之行為者。
12. 接受方大學應評價交換留學生之學習（研究）結果，並於取得學系（研究所）之承認後製作成績證明書（研究成果評價報告書），報告予派遣方大學。
13. 交換留學生於接受方大學修習之科目與研究成果，得依派遣方大學之規定，認定其學分。
14. 本備忘錄之有效期間為五年，其後如無一方大學以書面表示中止或變更，則繼續有效。

本備忘錄以中文及日文製作，並皆有效。

政治大學法學院院長

黃程貫

2005年12月15日

金澤大學法學部學部長

前田達男

2006年1月5日

日本国金沢大学人間社会学域法学類と台湾政治大学法学院 との協定書の更新

日本国金沢大学法学部と台湾政治大学法学院とは、過去5年間に渡る教育及び学術研究上の協力推進における実績を踏まえ、2005年3月15日に両学部間で締結した協定を、金沢大学の学域再編に伴い、部局の名称を変更の上、更新するものとする。

1. 両大学は、相互理解と親善の精神をもって協力し、友好の絆を深めることを合意する。
2. 両大学は、相互の緊密な協力により、次の事項を推進するものとする。
 - (1) 教員及び研究者の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 研究資料、刊行物及び情報の交換
 - (4) 共同研究及び国際研究集会の実施
 - (5) その他、両大学の学術及び教育上の交流の発展に寄与する事項
3. この合意により、直ちに何らかの資金の確保がなされるものではないが、両大学は、可能な限りにおいて共同事業を支援するものとする。事業や活動への参加経費は、別途合意がなされない限り、原則として、各々の大学が負担するものとする。
4. 本協定の具体的な事業や活動の実施については、両大学で協議し合意するものとし、必要に応じて双方の適当な代表者により覚書を作成するものとする。
5. 以上の活動を通じて、両大学は、両国の友好と親善を促進し、両国の学術文化の発展に寄与するものとする。
6. 本協定は、締結の日から5年間有効とし、その後は、いずれか一方の大学から有効期限の満了する6か月前までに文書による改廃の意思表示がなければ、5年ごとに自動的に更新されるものとする。本協定が廃止される前に、既に承認されている事業若しくは活動については、本協定の下で完結することが許されるものとする。
7. この協定書は、日本語及び中国語で各2通作成し、各々の大学において各1通を保管するものとする。

2010年3月15日
金沢大学人間社会学域法学類長

生田省悟

2010年3月20日
政治大学法学院長

李嘉祥

國立政治大學法學院與金澤大學法學部
學術交流合意書之延長

國立政治大學法學院（台灣台北市）與金澤大學法學部（日本國金澤市），茲基於過去 5 年以來在教育及學術研究上推展合作之成效，並鑒於金澤大學改組為學域制，乃就雙方於 2005 年 3 月 15 日所締結之合意，經將金澤大學方之單位名稱予以變更後，合意延長如下：

1. 雙方合意本相互理解及親善之精神，促進共同合作與友好關係。
2. 雙方應互相密切合作，以推展下列事項：
 - (1) 教師及研究者之交流
 - (2) 學生之交流
 - (3) 研究資料、出版物及資訊之交換
 - (4) 共同研究及國際研究會議之實施
 - (5) 對雙方學術教育交流之發展具有貢獻之其他事項。
3. 本合意書雖非表示立即確保任何資金，惟雙方應盡可能支援交流之共同事務。參加交流事務及活動之經費，除另有合意外，原則上由雙方各自負擔。
4. 關於本合意之具體事務及活動之實施，應由雙方協議之。必要時，得由雙方之代表者制訂備忘錄。
5. 雙方應藉由以上之活動，促進兩國間之友好與親善，並對於兩國學術文化之發展有所貢獻。
6. 本合意書自締結日起五年內有效，其後如無任何一方於有效期間屆滿日前 6 個月內以書面表示修改或終止，則每 5 年予以自動延長。本合意書終止前已獲承認之事務或活動，仍得基於本合意書續行至完成為止。
7. 本合意書以中文及日文各作成二份，由雙方各持一份為憑。

2010 年 3 月 20 日
國立政治大學法學院院長

方嘉麟

2010 年 3 月 15 日
金澤大學人間社會學域法學類長

生田省悟